

# 保育所児童保育要録

【様式の参考例】

ふりがな		性別		就学先	
氏名				生年月日	平成 年 月 日生
保育所名 及び所在地	(保育所名)	(所在地) 〒 _____			
保育期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( 年 か月)				
<b>子どもの育ちに関わる事項</b>					
<b>養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項</b>			<b>(子どもの健康状態等)</b>		
<b>教育(発達援助)に関わる事項</b>					
項目					
健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。</li> <li>・自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。</li> <li>・健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。</li> </ul>				
人間関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。</li> <li>・身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。</li> <li>・社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。</li> </ul>				
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。</li> <li>・身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたり、それを生活に取り入れようとする。</li> <li>・身近な事物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</li> </ul>				
言葉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。</li> <li>・人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。</li> <li>・日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士や友達と心を通わせる。</li> </ul>				
表現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。</li> <li>・感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。</li> <li>・生活の中でイメージを豊かにし、さまざまな表現を楽しむ。</li> </ul>				
施設長名	(印)	担当保育士名	(印)		

- ※ 「子どもの育ちに関わる事項」は子どもの育ってきた過程を踏まえ、その全体像を捉えて総合的に記載すること。
- ※ 「養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項」は、子どもの生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について記載すること。また、子どもの健康状態等について、特に留意する必要がある場合は記載すること。
- ※ 「教育に関わる事項」は、子どもの保育を振り返り、保育士の発達援助の視点等を踏まえた上で、主に最終年度(5, 6歳)における子どもの心情・意欲・態度等について記載すること。
- ※ 子どもの最善の利益を踏まえ、個人情報保護に留意し、適切に取り扱うこと。



## オ 家庭及び地域社会との連携

子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験を始め保育内容の充実が図られるよう配慮すること。

### ⑤家庭及び地域社会との連携

子どもの発達を支えるためには、保育所と家庭及び地域社会における生活経験が、それぞれに実感を伴い充実したものとなることはもちろん、相互に密接に結びつくことが重要です。

保育所での遊びや活動の中で子どもたちが味わった様々な実体験が家庭や地域での生活に生かされるとともに、家庭や地域社会で子どもが身近な環境に触れそれぞれに経験したことが、保育所での生活に生かされていくことが大切です。こうしたことにより子どもは、身の回りの事物に対する興味・関心を広げ、周囲の人々との関わりをより豊かなものにしながら、友達との関わりを深めていきます。

したがって、指導計画を作成するに当たっては、家庭や地域社会を含めた子どもの生活全体を視野に入れながら、子どもの抱いている興味や関心、置かれている状況などに即して、必要な経験とそれにふさわしい環境の構成を考えることが求められます。

そして、そのためには、保育士等が一生活者としての視点や感覚を持ちながら毎日を営む中で、家庭や地域社会と日常的に十分な連携をとり、一人一人の子どもの生活全体について互いに理解を深めることが不可欠となります。

また、日常生活において、子どもたちは、地域の自然に接したり、異年齢の子どもをはじめとする幅広い世代の人々と交流したり、社会の様々な文化や伝統に触れたりする直接的な体験が不足しがちとなっています。

保育所ではこれらのことを十分に踏まえて、保育所内外において子どもが豊かな体験を得る機会を積極的に設けることが必要です。その際、特に

保育所外での活動においては、移動も含め安全に十分配慮することはもちろんのこと、子どもの発達や状態を丁寧に把握し、一人一人の子どもにとって無理なく充実した体験ができるよう指導計画に基づいて実施することが重要となります。

これら様々な地域の資源を活用するためには、保育士等が日頃から身近な地域社会の実情をしっかりと把握しておくと同時に、地域から保育所の存在やその役割が認知され、子どもや保育について理解や親しみを持って見守られていることが前提となります。

地域社会との積極的な交流や保育に関する情報の発信など、地域との密な連携を図りながら子どもの生活がより充実したものとなるよう指導計画を作成することが求められます。

## 2 保育の内容の自己評価

### 【自己評価の意義】

保育所は、保護者とのパートナーシップのもとで、子どもの健やかな育ちを保障し、よりよい保育を展開していくために、計画に基づいて実践した自らの保育を多様な観点で振り返りながら、継続的に保育の質を向上させていくことが求められています。

保育所の自己評価は、個々の保育士等の職員が行うものと、保育所全体で行うものの二つに大別できます。

前者は自らの保育実践と子どもの育ちを振り返り、次の保育に向けて改善を図り、保育の質を向上させることが目的です。また、それを通じて職員間の絆や協働性を強め、学び合いの基盤を作り、研修内容の確認や自己研鑽を行っていく機会にもなります。

後者は各保育所が、保育所として創意工夫していることや独自性などとともに課題を把握し、保育課程や指導計画その他の保育の計画を見直して改善を図ることが目的です。いずれも、組織として積極的に取り組むことに意義があり

ます。

言うまでもなく、保育所保育の質を守り高める主体は保育所であり、施設長をはじめ専門性を有する一人一人の保育士等です。この自己評価を通じて、すべての職員が組織的・継続的によりよい保育を作り上げていくことが期待されているのです。

## (1) 保育士等の自己評価

**ア 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。**

**イ 保育士等による自己評価に当たっては、次の事項に留意しなければならない。**

**(ア) 子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮すること。**

**(イ) 自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。**

保育士等が行う自己評価は、保育実践の改善のためにあります。保育は計画、実践、省察、評価、改善、計画という循環を重ねながら展開します。改善のための評価には、評価の視点として「子どもの育ちをとらえる視点」と「自らの保育をとらえる視点」の二つが含まれています。

### ①子ども一人一人の育ちをとらえる視点

保育士等は子どもと生活を共にする中で、個々の育ちをしっかりととらえることができる専門性が何よりも大切です。特に第2章に示される発達の特徴とその過程を踏まえ、ねらいと内容の達成状況を評価します。そのとき留意したいのは、一人一人の発達に個人差があること、生活や遊びの

中で目に見えにくい心の動きなど内面の育ちをとらえること、子どもの活動の結果だけに目を向けるのではなく、どのようなことに興味や関心を持ち、どのような活動に取り組もうとしているのか、また取り組んでいるかを理解することです。また、保育の環境や、子ども同士及び保育士等との関係など、周囲の状況との関連も視野に入れながらとらえることも大切です。

さらに、それまでの生育歴や保育歴をはじめ、家庭や地域社会での生活の実態にも目を配るようにします。

## ②自らの保育をとらえる視点

保育士等は、指導計画に書かれたねらいと内容、環境構成、保育士等の援助などが適切であったかなど、「保育の過程」の全体を振り返ります。指導計画をはじめ保育実践記録などをもとに、保育士等の間での省察を通じて、保育の目標やねらいの達成状況、課題となっていることを明らかにします。また、保育を展開していくうえで、保護者との連携が十分に図られていたかについても振り返ります。

## ③保育士等の学び合いとしての自己評価

自己評価は、保育士等が個別に行うだけではなく、相互理解が大切になります。そのためには、保育実践を互いに見合うことや、カンファレンスを通して、子どもの行動の見方や自己の保育の意味を検討することなどは、一人では気づけなかった保育のよさや課題の発見につながります。

ときには保育所外部の専門家を交えたカンファレンスを行うことも大切です。同じ保育場面でもとらえ方は様々であり、自分の保育が同僚や他の専門家にどう映るのか、自分と異なる子ども理解や保育の視座に出会うことで保育の視野を広げ、自らの子ども観や保育観を見つめ直す機会となります。

こうしたことを通して、自己評価が保育の質の向上に欠かせないものであることを実感できるようになると、そこに共通の保育への見通しを持って、お互いに意見を交わし合う関係が形成されます。保育実践の意味を共

有化したり、ときには自分の不十分な点や修正が必要な点に気付く機会になったり、あるいは保育のマンネリ化に陥ることを防ぐことにもつながります。それぞれが専門性を持ちながらチームワークを向上させていこうとする姿勢によって、組織として前向きに取り組むことが可能になります。

このような自己評価のあり方により、学び合いを継続していく基盤が形成され、自分と異なる他者の意見を受け止め自らの保育を謙虚に振り返る姿勢や、保育に対する責任感と自覚など保育の専門性の向上が図られていきます。

## (2) 保育所の自己評価

**ア 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。**

**イ 保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。**

**(ア) 地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。**

**(イ) 児童福祉施設最低基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。**

### ①保育士等の自己評価に基づく保育所の自己評価

保育所としての自己評価は、施設長のリーダーシップの下に、自らの保育の内容とその運営について、組織的・継続的に評価し検証します。この自己評価は、保育士等の自己評価結果に基づいて、施設長と職員との話し合いを通して行われるものです。

保育所が編成する保育課程とそれに基づく指導計画やその他の保育の計

画は、各保育所の保育理念・保育方針・保育目標の達成を目指したものです。それらの実現に向けた実践について、職員相互に話し合いを重ねながら、具体的な評価の観点や項目を定めていきます。適切な評価の観点や項目を考えることは、保育の質の向上のために、また保育所としての機能を十分に果たしていくために必要なものです。

## ②保育所の自己評価の観点

保育所に期待されている具体的な役割や機能は、その地域の社会資源や保育ニーズに応じて異なるものです。したがって保育所が目指す保育の目標や成果も、それぞれの保育所の設置・運営体制や職員規模、子どもや保護者の状況などによって違ったものとなります。自己評価を行うに当たっては、そうした地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目を設定する必要があります。

大切なことは、保育士等の自己評価などで課題となっていることを、短期間にすべて改善しようとするのではなく、課題の重点化を図った上で、期あるいは単年度から数年度の間で、実現可能な計画の中で進めるようにすることです。つねに適切かつ実現可能な評価となるように、評価の観点や項目は、評価に関する様々な情報を収集するなどして見直すことが大切です。評価の観点や項目を設定する際、既存の評価項目を参考にするのも有効です。例えば、一つの方法として、第三者評価基準の評価項目の中から必要なものを選定したり、独自の評価項目をつくるなどして、各保育所にふさわしい項目となるようにします。

このように職員全員が自ら評価することの意味を意識して自己評価を行うとともに、第三者評価など外部評価を受けることは、より客観的な評価につながるでしょう。こうした積み重ねが保育の質を高めるとともに、職員一人一人の意欲の向上につながることに、組織としての自己評価の意義があります。

## ③自己評価の方法

自己評価は、一年のうちで保育活動の区切りとなる適切な時期を選んで



行います。そのために、日頃から保育実践や運営に関する情報や資料を継続的に収集し、職員間で共有するようにします。その資料の中には保育記録をはじめ、保育所が実施した様々な調査結果、あるいは保育所に寄せられた要望や苦情等も含まれます。職員間の情報の共有や効率的な評価の仕組みをつくるために、情報技術（IT）などの積極的な活用も有効でしょう。

自己評価の結果については、具体的な目標や計画、目標の達成状況、課題の明確化、課題解決に向けた改善方策などを整理します。自己評価の結果を整理することで実績や効果、あるいは課題を明確にして、更に質を高めていくための次の評価項目の設定などに生かすようにします。

#### ④自己評価の公表

自己評価の結果を公表する意義は、保護者や地域社会に対して保育所で何をやっているのかを明らかにすることで社会的責任を果たすことにあります。したがって何をどのように公表するのかは、各保育所が判断して定めます。例えば園だよりやホームページなどを利用するといった方法があります。自己評価結果の公表や情報提供によって、自らの保育とその運営について、保護者や地域との継続的な対話や協力関係づくりをすすめ、信頼される開かれた保育所づくりに役立てます。

このように、保育所の自己評価は、保育所の役割や社会的責任を果たせるよう、職員間の連携や組織性を生かした創意工夫が期待されているのです。

#### ◎コラム：第三者評価とは

第三者評価は、2002（平成14）年にスタートしました。根拠となる法律は、2000（平成12）年の社会福祉法であり、その第78条に「福祉サービスの質の向上を図るための措置等」として、「社会福祉事業の経営者は、自ら提供するサービスの質の評価を行うことなどにより、常に福祉サービスを受ける側の立場に立って、良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなけ

ればならない。国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるように努めなければならない。」と規定されています。

第三者評価の意義の第一は、第三者評価を受ける事前の自己評価に職員一人一人が主体的に参画することで、職員の意識改革と協働性を高めることにつながることに、第二は、第三者評価結果を利用者（保護者）へ報告し、利用者との協働体制を構築することにあるといえます。

## 第5章 健康及び安全

子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない。また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。このため、保育所は、第1章（総則）、第3章（保育の内容）等の関連する事項に留意し、次に示す事項を踏まえ、保育しなければならない。

子どもの生命と心の安定が保たれ、健やかな生活が確立されることは、日々の保育における基本となります。そのためには、一人一人の子どもの健康状態、発育・発達状態に応じて、子どもの心身の健康の保持増進を図り、危険な状態の回避等に努めなければならない。保育は、「健康と安全」を欠いては成立しないことを、施設長の責務のもとに全職員が共通して認識することが必要です。

また、保育所は、子どもが集団で生活する場であり、保育における「健康と安全」は、一人一人の子どもに加えて、集団の子どもの「健康と安全」から成り立っているといえます。

子どもの「健康と安全」は、大人の責任において守らなければならないが、子ども自らが、健康と安全に関する知識と技術を身につけていくことも大切です。特に、保育における子どもの「健康と安全」は、疾病異常や傷害への対応だけでなく、子どもの心身の健康増進と健やかな生活の確立を目指す視点からの積極的な実践が求められます。

### 1 子どもの健康支援

#### (1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、

把握すること。

イ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。

ウ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「要保護児童対策地域協議会」という。）で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

### ①心身の状態の把握の意義

一人一人の子どもの健康状態、発育及び発達状態に応じて保育するとともに、保育士等が、定期的にまた随時、保育中の子どもの心身の状態を把握することが極めて重要です。

一人一人の健康状態を把握することによって、施設全体の子どもの疾病の発生状況も把握でき、早期に疾病予防策を立てることに役立ちます。また、慢性的疾患や障害の早期発見、不適切な養育等の早期発見にも有効です。

### ②健康状態の把握の方法

子どもの健康状態の把握は、嘱託医と歯科医による定期的な健康診断に加え、保育士等による毎日の子どもの心身の状態の観察、さらに保護者からの子どもの状態に関する情報提供によって総合的に行う必要があります。なお、一人一人の子どもの生育歴に関する情報は、母子健康手帳等の活用が有効であり、その際は、保護者の了解を求めるとともに、守秘義務についても十分に配慮します。

### ③把握の実際

#### 【健康観察】

毎日の健康観察は、子どもの心身の状態をきめ細かに確認し、平常とは

異なった状態を速やかに見つけ出すことです。観察すべき事項は、機嫌、食欲、顔色、活動性等のどの子どもにも共通した項目と子ども特有の所見・病気等に伴う状態があります。また、同じ子どもでも発達過程により所見の現れ方が異なることがあるので、子どもの心身の状態を日頃から理解しておく必要があります。

### 【発育・発達状態の把握】

乳幼児期の最も大きな特徴は、発育・発達が顕著であることです。発育や発達は、出生後からの連続した現象であり、定期的に継続して、または必要に応じて随時、把握することが必要であり、それらを踏まえて保育が行われなければなりません。なお、ここでは、身体の形態面の成熟過程を「発育」、機能面の成熟過程、特に精神運動機能の成熟過程を「発達」として述べています。

○発育・発達状態は、先天的要因、生後の疾病異常、栄養摂取状況、家庭での子育てや保育所等の保育の影響も受けます。そのため、発育・発達状態の把握は健康状態の見極めだけでなく、家庭での子育てや保育の振り返りにも有効です。

○発育状態の把握の方法としては、定期的に身長・体重・胸囲及び頭囲を計測し、前回との比較をする方法が最も容易で効果的です。あわせて、肥満・やせの状態も調べましょう。この結果を、児童票や母子健康手帳等に記録するとともに、各家庭にも連絡し、家庭での子育てに役立てられるようにします。

○精神運動機能の発達は、子どもの日常の言動や生活等の状態の丁寧な観察を通して把握します。精神運動機能発達は、脳神経系の成熟や疾病異常に加えて、出生前、出生時の健康状態や発育・発達状態、生育環境等の影響もあります。さらに個人差も大きく、安易に予測や判断をすることは慎みましょう。

### ④把握結果への対応

○保育中の子どもの心身の状態については、日々、必要に応じて保護者に

報告するとともに、留意事項などについて必要に応じて助言します。保育中に発熱などの異常が認められた場合、また傷害が発生した場合には、保護者に連絡をするとともに、状況に応じて、嘱託医やかかりつけ医等の指示を受け、適切に対応します。

- 長期の観察によって、疾病や障害の疑いが生じた時には、保護者に伝えるとともに、嘱託医や専門機関と連携しつつ、対応について話し合い、それを支援していくことが求められます。
- このような事態に備え、疾病や傷害発生時や虐待に対してそれぞれに活用できるマニュアルを作成し基本的な対応を決め、職員全員が適切に実践できることが必要です。この場合、嘱託医や看護師等（保健師、助産師）、栄養士等の専門的機能が発揮されることが望まれます。

#### ⑤虐待の予防・早期発見等の対策

##### 【虐待対策の必要性】

- 保育現場は、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等が把握できる機会があるだけでなく、保護者の状況なども把握することが可能です。保護者からの相談を受けたり、支援を行うことにより、虐待発生の予防的機能も可能にします。
- マニュアルを作成し、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること、また、市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要です。

##### 【虐待等の早期発見】

- 子どもの身体の状態、情緒面や行動、養育の状態等について、普段からきめ細かに観察することが必要です。また、保護者や家族の日常生活や言動等の状態を見守ることが望まれます。

#### コラム：◎「観察」の主な要点

保育士等が子どもの状態を把握するための視点として以下のことがあげられます。

◎子どもの身体の状態：低身長、やせているなどの発育障害や栄養障害、不自然な傷・皮下出血・骨折・火傷、虫歯が多いまたは急な虫歯の増加等

◎心や行動の状態：脅えた表情・暗い表情、極端に落ち着きがない、激しい癩癩、笑いが少ない、泣きやすい、言葉が少ない、多動、不活発、攻撃的行動、衣服の着脱を嫌う、食欲不振、極端な偏食、拒食・過食等

◎不適切な養育状態：不潔な服装や体、歯磨きをしていない、予防接種や医療を受けていない状態等

◎親や家族の状態：子どものことを話したがない、子どもの心身について説明しない、子どもに対する拒否的態度、しつけが厳しすぎる、叱ることが多い、理由のない欠席や早退、不規則な登所時刻等

#### 【虐待等が疑われる場合や気になるケースを発見した時の対応】

保育所では、保護者が何らかの困難を抱え、そのために養育が不適切になる恐れがあると思われる場合には、常に予防的に精神面、生活面を援助していく必要があります。上記の種々の事項に応じて、実際に不適切な養育が起こっていると疑われる場合や気になるケースを発見した時は、速やかに市町村や関係機関と連携を取ることが必要です。なお、この対応については、第6章においても記述されています。

## (2)健康増進

**ア** 子どもの健康に関する保健計画を作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしなが、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。

**イ** 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。

### ①保健計画の作成と実践

一人一人の子どもの生活リズムや食習慣などを把握するとともに、年間の保健計画を作成し、発育・発達に適した生活を送ることができるよう援助します。

### 【生活リズム】

睡眠、食事、遊びなど一日を通した生活リズムを整えることは、心身の健康づくりの基礎となります。保護者の理解と協力を得ながら、家庭と保育所の生活リズムがバランスよく整えられるよう配慮することが大切です。

### 【健康教育と生活習慣】

日々の保育の中で子どもたちが健康に関心を持ち、適切な行動がとれるよう、科学的根拠に基づいた健康教育を計画することが望まれます。発達過程に応じ、からだの働きや生命の大切さなどを伝え、手洗い、うがい、歯磨き、排泄後の始末などの基本的な清潔の習慣や健康な食生活が身に付くよう指導・援助をします。排泄の自立の援助は、その生理的機能の発達の個人差や情緒面での配慮がより重要であり、家庭と保育所との連携が望まれます。

○体力づくり：一人一人の発育・発達状態や日々の健康状態に配慮しながら、日常的な遊びや運動遊びなどを通して体力づくりができるように考慮することが必要です。

○保護者との連携：保護者に日々の健康状況や健康診断の結果などを報告したり、疾病時の看護の方法や感染予防の対応などを伝えたり、保護者会などの機会を通して健康への理解を深める働きかけをするなど、計画的に連携を図ることが大切です。

## ②健康診断の実施

嘱託医の健康診断に際し、保育士等は、一人一人の子どもの発育・発達状態と健康状態を伝えるとともに、保護者からの質問なども伝え、医師の適切な判断や助言を受けることが大切です。診断結果は、日々の健康管理に有効活用できるよう健康記録簿に記載し、家庭にも連絡しなければなりません。特に受診や治療が必要な場合には、嘱託医と連携しながら保護者



に丁寧に説明します。

健康診断の結果によっては、囑託医と相談しながら適切な援助が受けられるよう市町村や保健・医療・療育機関等との連携を図る必要があります。地域の保健医療機関での健康診査についても積極的に受診するように保護者に勧め、その結果を報告してもらうように働きかけることが望めます。

歯科健診については、計画的に実施し、結果を記録し保護者に伝えます。歯と口の健康は、生涯にわたる心身の健康にも影響します。歯磨き指導の他、食生活を含めた心身の健康教育を計画するなど保護者や子どもに関心が持てるよう援助することが望めます。

### (3) 疾病等への対応

**ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、囑託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。**

**イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて囑託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。**

**ウ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしておくこと。**

保育所における子どもの疾病等への対応は、保育中の体調不良のみならず、慢性疾患に罹患している子ども等を含めて、子どもの生命保持と健やかな発育・発達を確保していく上で極めて重要です。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応ができるようにします。

#### ① 保育中に体調不良や傷害が発生した場合

子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医やかかりつけ医と相談するなどの対応が必要です。特に、高熱、脱水症、呼吸困難、痙攣といった子どもの症状が急変や事故など救急対応が必要な場合には、嘱託医・かかりつけ医または適切な医療機関に指示を求めたり、受診します。必要な場合は救急車の出動を要請するなど、迅速に対応する必要があります。

なお、このような子どもの症状に対して、全職員が正しい理解を持ち、基本的な対応等についても、熟知していることが望めます。

## ②感染症の集団発生予防

### 【予防接種の勧奨】

予防接種は、子どもの感染症予防にとって欠くことのできないものです。特に保育所においては、嘱託医やかかりつけ医の指導のもとに、計画的に接種することを奨励することが望めます。

### 【予防接種歴、感染症歴の把握】

入所の際には、母子健康手帳等を参考に、一人一人の子どもの予防接種歴や感染症の罹患歴を把握しておくことが大切です。その後、新たに接種を受けた場合や感染症に罹患した場合には、保護者に伝えてもらうようにします。

### 【感染症の疑いのある子どもを発見したときの対応】

- 保育中に、感染症の疑いのある子どもを発見したときには嘱託医の指示を受けるとともに、保護者との連絡を密にし、医務室等にて他児と接触することのないように配慮します。
- 保護者には、かかりつけ医等の診察、治療や指導を受けるように助言します。
- 感染症に罹患していることが確定したときには、嘱託医の指導のもとに、他の保護者にも連絡を取り、感染の有無、経過観察等について理解を求めます。
- 感染症に罹患した子どもについては、感染症の予防及び感染症の患者に

対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）にそって嘱託医やかかりつけ医の指示に従うように保護者に協力を求めます。

### 【出席停止期間】

- いわゆる学校伝染病として定められた感染症に罹患した子どもが登所を再開する時期については、その出席停止期間を守ることを基本とします。
- 感染症が発生した場合には、嘱託医などの指示に従うとともに、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、その指示に従います。

### ③医務室等の整備

体調不良の子どもが安静を保ち安心して過ごせるよう、また他児への感染防止を図ることができるよう、医務室の環境を整備しなければなりません。また、救急用の薬品、包帯等の材料を常備し、全職員が適切な使用法を習熟するようにします。

### ④与薬への留意点

保育所において薬を与える場合は、医師の指示に基づいた薬に限定します。その際には、保護者に医師名、薬の種類、内服方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参してもらいます。

- 保護者から預かった薬については、他の子どもが誤って内服することのないように施錠のできる場所に保管するなど、管理を徹底しなければなりません。
- 与薬に当たっては、複数の保育士等で、重複与薬、人違い、与薬量の誤認、与薬忘れ等がないよう確認します。
- 座薬を使用する場合には、かかりつけ医の具体的な指示書に基づき、慎重に取り扱う必要があります。

### ⑤個別的な配慮を必要とする子どもへの対応

#### 【慢性疾患児への対応】

慢性疾患を持つ子どもの保育に当たっては、その主治医及び保護者との連絡を密にし、病状の変化や保育の制限等について保育士等が共通理解を持つことが必要です。また、対象となる子どもの扱いが特別なものになら

ないように配慮し、他の子どもまたは保護者に対しても、病気を正しく理解できるように留意します。

#### 【肢体不自由児等への対応】

肢体不自由児等、療育が求められる子どもに対しては、保護者及び療育機関と密接に連携し、保育の中でも可能な限り療育の課題に留意することが大切です。

#### 【アトピー性皮膚炎への対応】

アトピー性皮膚炎が疑われる場合には、保護者にかかりつけ医等の指示を受けるよう助言します。誤食に伴う急性の発疹の場合は、直ちに専門医に救急受診します。

#### 【乳幼児突然死症候群（SIDS）】

乳幼児突然死症候群（SIDS）は、「それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が同定されていない、原則として1歳未満児の突然の死をもたらした症候群」と定義されています。

主として睡眠中に発生し、日本での発生頻度はおおよそ出生4,000人に1人と推定され、生後2か月から6か月に多く、稀には1歳以上で発症することもあります。SIDSのリスク因子として、「両親の喫煙」「人工栄養」「うつぶせ寝」の3点が指摘されており、うつぶせ寝にして放置することは避けなくてはなりません。うつぶせにする際には、子どものそばを離れないようにし、離れる場合には、仰向けにするか、他の保育士等が見守るようにします。特に入所初期の観察は十分に行います。

#### 【その他の医療的ケアを必要とする子どもへの対応】

在宅医療の普及に伴い、様々な医療的ケアを必要とする子どもの入所が求められることもあります。

保育所で医療的ケアを必要とする子どもを受け入れる場合には、主治医や囑託医、看護師等と十分に協議するとともに、協力医療機関とも密接な連携を確立します。また、市町村からの支援を受けるなどの体制を整える

ことが重要です。

保育所における医療的ケアの限界と困難度等について、保護者の十分な理解を得るようにすることも大切です。

#### ⑥救急蘇生法等について

救急蘇生を効果的に行うためには、子どもの急変を早期に発見することが重要であり、日常的な保健管理のあり方が大きな意味を持ちます。保育士をはじめ全職員は、各種研修会等の機会を活用して、救急蘇生法や応急処置について熟知しておくようにします。

#### ⑦病児・病後児保育事業を実施する場合の配慮

保育所に併設して病児・病後児保育事業を実施する場合には、専従の看護師等を配置し、嘱託医、連携医療機関と密接な連携を図ります。また、他の子どもへの感染予防のため、通常の保育室とは分離された専用室（保健室・静養室・保育室等）を整備することが必要です。保育中に急性期の病状が見られた場合には、保護者に連絡し、早期にかかりつけ医を受診するように助言するなどの対応も必要です。

## 2 環境及び衛生管理並びに安全管理

### (1)環境及び衛生管理

- ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。**
- イ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めること。**

#### ①温度等の調節

季節や施設の立地条件によってはエアコンや加湿器なども活用しながら室温、湿度を調節し、換気を行うことが必要です。さらに部屋の明るさ、音や声の大きさなどにも配慮しながら、心身の健康と情緒の安定が図られるよう保育環境を整えるように努めます。

## ②衛生管理

乳幼児は、心身共に未熟で抵抗力が弱く、容易に病気や感染症に罹ります。そのため、日頃から清掃・消毒等に関するマニュアルを活用し、常に清潔な環境が保てるよう配慮しなければなりません。その際、清掃薬品・消毒薬などは、鍵のかかる場所または、子どもの手の届かない場所で保管・管理し、安全の徹底を図ります。

### コラム：◎衛生管理の項目

保育所では、保育室、トイレ、調理室、調乳室、園庭、プールなどの衛生管理に配慮する必要があります。

- ◎ 保育室：直接口に触れる玩具や、歯ブラシ・コップ、寝具、床、棚などの清潔・清掃。おむつ交換台・トイレ・便器・汚物槽・ドアノブ・手洗い等の蛇口・沐浴槽などの消毒剤や消毒液などを用いての清掃
- ◎ 調理室と調乳室：室内及び調理・調乳器具、食器、食品の品質管理。入室の際の白衣（エプロン）や三角巾の着用とその清潔
- ◎ 園庭や砂場：動物の糞尿、樹木・雑草の管理、害虫などの駆除や消毒。小動物など飼育施設の清潔 等
- ◎ プール：消毒や水の管理。安全管理の徹底。特にビニールプールの使用の際の感染症の予防 等

## ③食中毒発生時の対応

- 食中毒が疑われる場合には、対象となる症状が認められる子どもは別室に隔離し、保護者に連絡するとともに医療機関への受診を求めます。また、嘱託医や保健所・関係機関と連携し迅速な対応をとります。施設長や栄養士・看護師等は、入所児・家族・職員の健康状態を確認し、症状が疑われる場合は医療機関への受診を勧めます。なお、食中毒発生に関するマニュアルの作成と職員全員への周知を図ります。
- 嘔吐物・便などは迅速かつ的確に処理・消毒を行い、二次感染の予防

に努めます。その際、マスク・使い捨て手袋などを用いることが望まれます。また、手指の消毒を徹底します。

- 食中毒発生時には、保健所の指示に従い、給食の中止、施設内の消毒、職員や子どもの手洗いを徹底しなければなりません。また、必要に応じて、行事などを控えるなど感染拡大を防ぐよう配慮します。
- 食中毒の予防のための衛生管理の一環として、調理前の食品の管理や職員が確認すべき事項について計画表を作成するとともに、食中毒発生時に原因究明が行えるよう検食と記録を取り、保管します。
- 子どもが調理体験をする場合は、衛生・安全面での事故を防止するため、留意すべき点検項目を作成し、周知徹底することが望まれます。

#### ④子どもへの衛生指導

日常的に保育を通して基本的な清潔の習慣が身に付くよう配慮することが大切です。特に、手洗いは重要であり、正しい手の洗い方を指導します。動物の飼育をしている場合は、世話の後、必ず手洗いとうがいを徹底させる必要があります。

調理体験の際は、服装、爪切り、手洗いなど衛生面、また、調理器具への安全面の指導に留意しなくてはなりません。

#### ⑤職員の衛生知識の向上と手順の周知徹底

- 排便や嘔吐等の処理に当たっては、手洗いの徹底、使い捨て手袋の使用など、感染防止のための処理方法を周知徹底します。また、感染を拡げないように保育中に身に付けていた衣服は着替えるようにします。
- 調乳や冷凍母乳を取り扱う場合や子どもの食事の介助の際には、衛生に十分配慮します。
- 職員は②の「衛生管理」に記載されている事項を十分に踏まえ、自己の健康管理に十分に留意し、特に感染症が疑われる場合には速やかに報告し、自らが感染源とならないように適切に対処することが必要です。

## (2) 事故防止及び安全対策

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。

イ 災害や事故の発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

### ① 日常の安全管理（セーフティマネジメント）

子どもの環境の安全は、重要な課題です。安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等を定期的に点検し、安全性の確保や機能の保持など具体的な点検項目や点検日及び点検者を定めることが必要です。また、遊具の安全基準や規格などについて熟知し、必要に応じて専門技術者による定期点検を実施します。

子どもが日常的に利用する散歩経路や公園等についても、異常や危険性がないか、工事箇所や交通量等を含めて点検し記録をつけ、その情報を全職員で共有します。

### ② 災害への備えと避難訓練

火災や地震等の災害発生に備え、避難訓練計画、職員の役割分担の確認、緊急時の対応等について、マニュアルを作成し、その周知を図るとともに、定期的な避難訓練を実施することが求められます。

避難訓練は、消防署をはじめ、近隣の地域住民、そして家庭との連携の下に行うことが必要です。また、災害時に保育所が地域の避難所となることもあり、地域との連携はたいへん重要です。

### ③ 事故防止マニュアルの整備と事故予防

事故防止のために、日常どのような点に留意すべきかについて、事故防止マニュアルを作成し、その周知を図る必要があります。



- 日常的な事故予防：あと一步で事故になるところだったという、ヒヤリ・ハッとした出来事（インシデント）を記録し分析して、事故予防対策に活用することが望めます。
- 子どもの発達との関係：事故は、乳幼児の発達の特性と密接な関わりを持って発生することが多く、保育士等は、子どもの発達特性と事故との関わりを理解することが望めます。
- 保育の体制：子どもの動静については、常に全員の子どもを把握するようにします。観察の空白時間が生じないよう職員間の連携を密にする必要があります。午睡を含めて、子どもの安全の観察に当たっては、一人一人を確実に観察することが大切です。
- 事故が生じた場合：必要に応じて迅速に応急処置、救急蘇生を行うとともに、緊急度に応じて救急車の手配、保護者及び囑託医への連絡等を行わなければなりません。
- 保護者への説明：緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明することが必要です。

#### ④危機管理

不審者の侵入や火災、地震、重大事故や食中毒の発生等、子どもに大きな影響を及ぼす恐れのある事態に至った際の危機管理についても、日常的に検討しておく必要があります。保育所内で緊急事態が発生した際には、子どもの安全に留意し適切に対処します。

緊急事態発生後の精神保健への配慮：緊急事態の際には、保育士等は子どもたちが不安にならないよう冷静に振る舞うことが大切です。また、保護者に対しても冷静に対応することを忘れてはなりません。

子どもたちが緊急事態を目前に体験した場合は、強い恐怖感、不安感を抱き、情緒的に不安定になることが見られます（心的外傷後ストレス障害：PTSD）。必要に応じて、小児精神科医や臨床心理士等による援助を受けて、子どもと家族への精神保健面への配慮をします。

### 3. 食育の推進

**保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標として、次の事項に留意して実施しなければならない。**

子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康支援のために「食」はたいへん重要です。乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保育所では食に関する取組を積極的に進めていくことが求められています。

「食育基本法」(平成17年法律第63号)を踏まえ、「保育所における食育に関する指針」(平成16年3月29日雇児発第03290015号)を参考に、保育の内容の一環として食育を位置付けます。そして、施設長の責任のもと、保育士、調理員、栄養士、看護師などの全職員が協力し、各保育所の創意工夫のもとに食育を推進していくことが求められます。

また、子どもの保護者についても、食への理解が深まり、食事をつくること、子どもと一緒に食べることに喜びが持てるよう、調理室などの環境を活用し、食生活に関する相談・助言や体験の機会をつくることが望まれます。

#### (1) 食育の基本

**(1)子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。**

##### ①食育の目標

保育所における食育は「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うために、毎日の生活と遊びの中で、自らの意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、大人や仲間などの人々と楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものです。食育の実施に当たっては、家庭

や地域社会と連携を図り、それぞれの職員の専門性を生かしながら、共に進めることが求められます。

## ②食育の内容

「保育所における食育に関する指針」が示す食育の5項目を参考に、保育の内容に食育の視点を盛り込むよう努めることが必要です。食に関する体験がこれらの項目の間で相互に関連を持ちながら総合的に展開することができるように援助します。

食育に関連する事項は、第3章（保育の内容）及び第4章（保育の計画及び評価）に深く関わります。特に、保育の養護的側面（生命の保持・情緒の安定）と教育的側面（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の内容に、食育の視点が盛り込まれています。これらの内容を踏まえ、各保育所で計画的に食育に取り組むことが必要です。

### コラム：◎「食育の5項目」

「保育所における食育に関する指針」では食と子どもの発達の観点から食育の5項目を以下のように設けています。

- 1) 「食と健康」：健康な心と体を育て、自らが健康で安全な生活をつくり出す力を養う
- 2) 「食と人間関係」：食を通じて、他の人々と親しみ支え合うために、自立心を育て、人と関わる力を養う
- 3) 「食と文化」：食を通じて、人々が築き、継承してきた様々な文化を理解し、つくり出す力を養う
- 4) 「いのちの育ちと食」：食を通じて、自らも含めたすべてのいのちを大切にする力を養う
- 5) 「料理と食」：食を通じて、素材に目を向け、素材にかかわり、素材を調理することに関心を持つ力を養う

## (2) 食育の計画

**(2) 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。**

### ① 計画の作成と評価

「食育の計画」の作成に当たっては、平成19年11月に取りまとめられた「保育所における食育の計画づくりガイド」を参考に、次の点に留意し、子どもが主体的に食育の取組に参画できるよう計画していきます。

- 保育所における全体的な計画である「保育課程」と具体的な計画として作成される「指導計画」の中に位置付ける。
- 保育所での食事の提供は食育の一部であることから、食事の提供を含む食育の計画とする。
- 作成に当たっては柔軟で発展的なものとなるように留意し、各年齢を通して一貫性のあるものにする。
- 食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、その経過や結果を記録し、実践を評価することを通して、次の実践に向けて改善するように努める。
- 食事内容を含めて食育の取組を保護者や地域に向けて発信し、食育の計画・実施を評価し、次の計画へとつなげる。

### ② 食事の提供の留意点

日々の食事提供に当たっては、子どもの状態に応じて摂取法や摂取量などを考慮します。特に次の点に留意し、子どもが食べることを楽しむことができるよう計画することが望まれます。

- 入所前の生育歴や入所後の記録などから、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるよう留意する。また、子どもの咀嚼や嚥下機能等の発達に応じて食品の種類、量、大きさ、固さ、食具等を配慮し、食に関わ

る体験が広がるよう工夫する。

- 授乳・離乳期においては、食べる意欲の基礎をつくることのできるよう家庭での生活を考慮し、一人一人の子どもの状況に応じて時間、調理方法、量などを決める。母乳育児を希望する保護者のために、衛生面を配慮し、冷凍母乳による栄養法などで対応する。
- 安全で安心できる食事を提供するために、食材料の選定や保管時、調理後の温度管理の徹底など衛生面に配慮する。
- 地域の様々な食文化等に関心を持つことができるよう、食事内容や行事等の内容にも配慮する。
- 子どもの喫食状況の実態などを随時把握し、計画・実践過程を全職員で評価し、給食が子どもにとって美味しく魅力的なものであるよう食事の質の改善に努める。

### (3) 食育のための環境

**(3) 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。**

保育所では、次の事項に留意して、保育所での人的・物的な環境の計画的な構成が望まれます。

- 自然の恵みとしての食材料や、それを育て、調理し、食事を整えてくれた人への感謝の気持ち、命を大切にする気持ちなどを育むこと。また、子どもの活動のバランスに配慮し、食欲を育むことができるようにするとともに、食と命の関わりなどを実感したり、体験したりできる環境を構成する。
- 情緒の安定のためにもゆとりある食事の時間を確保し、食事する部屋が温かな親しみとくつろぎの場となるように、採光やテーブル・椅子・食器・食具、また、調理室や保育室などの環境に配慮する。

○子ども同士、保育士や栄養士・調理員など、また、保護者や地域の人々などと一緒に食べたり、食事をつくったりする中でも、子どもの人と関わる力が育まれるように環境を整える。

#### (4) 特別な配慮を含めた一人一人の子どもへの対応

**(4) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。**

全職員が連携・協力して食育の推進に当たりますが、特に栄養士が配置されている場合には、子どもの健康状態、発育・発達状態、栄養状態、食生活の状況を見ながら、その専門性を生かして、献立の作成、食材料の選定、調理方法、摂取の方法、摂取量の指導に当たることが望まれます。また、必要に応じて療育機関、医療機関等の専門職の指導・指示を受けることが必要です。

##### ①体調不良の子どもへの対応

病気の始まりの状態、さらに病気の回復期等、病気や一人一人の心身の所見に応じた食事の提供は、病気の悪化を防ぐこと、病気の回復を早めること等の目的もあります。必要に応じて嘱託医やかかりつけ医の指導・指示により、食事を提供することが必要です。

##### ②食物アレルギーのある子どもへの対応

食べ物によって種々のアレルギー症状を呈する子どもの食事、特に除去食については、専門医や、かかりつけ医などの指導・指示が必要です。保護者の申し入れが、子どもの健康や発育・発達に支障をもたらすことも考えられます。除去食等が提供される場合には、除去食品の誤食などの事故防止に努め、当該の子どもだけでなく他の子どもや保護者にもその旨を理解してもらうことが必要です。

### ③障害のある子ども

障害のある子どもに対し、他の子どもと異なる食事を提供する場合があります。食事の摂取に際しても介助の必要な場合があります。療育機関、医療機関等の専門職の指導・指示を受けて、一人一人の子どもの心身の状態、特に、咀嚼や嚥下の摂食機能や手指等の運動機能等の状態に応じた配慮が必要です。また、誤飲をはじめとする事故の防止にも留意しなければなりません。さらに、他の子どもや保護者が、障害のある子どもの食生活について理解できるように配慮します。

### ④食を通した保護者への支援

家庭と連携・協力して食育を進めていくことが大切です。保育所での子どもの食事の様子や、保育所が食育に関してどのように取り組んでいるのかを伝えることは、家庭での食育の関心を高めていくことにつながります。家庭からの食生活に関する相談に応じたり、助言・支援を行います。

具体的取組としては、毎日の送迎時での助言、家庭への通信、日々の連絡帳、給食やおやつを含めた保育参観や試食会、保護者の参加による調理実践、行事などが考えられます。懇談会などを通して、保護者同士の交流を図ることにより、家庭での食育の実践がより広がることも期待できます。

地域の子育て家庭において、子どもの食生活に関する悩み等が子育て不安の一因となることもあります。食を通して子どもへの理解を深め、子育ての不安を軽減し、家庭や地域の養育力の向上につなげることができるよう保育所の調理室等を活用し、食生活に関する相談・支援を行うことも大切です。

## 4. 健康及び安全の実施体制等

**施設長は、入所する子どもの健康及び安全に最終的な責任を有することにかんがみ、この章の1から3までに規定する事項が保育所において適切に実施されるように、次の事項に留意し、保育所における健康及び安全の実施体制等の整備に努めなければならない。**

(1) 全職員が健康及び安全に関する共通理解を深め、適切な分担と協力

の下に年間を通じて計画的に取り組むこと。

- (2) 取組の方針や具体的な活動の企画立案及び保育所内外の連絡調整の業務について、専門的職員が担当することが望ましいこと。栄養士及び看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かして業務に当たること。
- (3) 保護者と常に密接な連携を図るとともに、保育所全体の方針や取組について、周知するよう努めること。
- (4) 市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

#### (1) 施設長の責務と組織的な取組

子どもの健康と安全に関する第一義的責任は施設長にあります。施設長は全職員の連携・協力の下、健康と安全に関する適切な実施体制を確立するように努めなければなりません。そのためには、保育課程に基づいた保健計画・食育計画を策定し、年間を通じて計画的に実践することが求められます。

#### (2) 職員間の連携の重要性

「健康及び安全」に関する具体的な実践においては、全職員の連携・協力が不可欠です。また、それぞれの市町村の保健センターや保健所、医療機関、療育機関等との連絡調整や協力体制の確立も欠かせません。この場合、保健医療や栄養・食生活に関する専門的知識が求められることが多く、専門的な技能を有する職員（嘱託医、看護師等、栄養士及び調理員）の役割が重要です。これらの職員が配置されている場合には、職種の専門性を生かして「健康及び安全」に関わる企画立案、連絡調整を行い、保育士等と連携を図っていくことが望まれます。

#### コラム：◎保育に関わる専門職

保育に関わる保育士以外の専門職の役割は以下のとおりです。

##### 【嘱託医】

- ◎保育所の子どもの発育・発達状態の評価，定期及び臨時の健康診断とその結果に関するカンファレンス



- ◎子どもの疾病及び傷害と事故の発生時の医学的処置及び医学的指導や指示
- ◎感染症発生時における指導指示、学校伝染病発生時の指導指示、出席停止に関する指導
- ◎予防接種に関する保護者及び保育士等に対する指導
- ◎衛生器材・医薬品に関する指導及びその使用に関する指導 等

#### 【看護師等】

- ◎子どもや職員の健康管理及び保健計画等の策定と保育における保健学的評価
- ◎子どもの健康状態の観察の実践及び保護者からの子どもの健康状態に関する情報の処理
- ◎子どもの健康状態の評価判定と異常発生時における保健学的・医学的対応及び子どもに対する健康教育
- ◎疾病異常・傷害発生時の救急的処置と保育士等に対する指導
- ◎子どもの発育・発達状態の把握とその評価及び家庭への連絡
- ◎乳児保育の実践と保育士に対する保健学的助言 等

#### 【栄養士】

- ◎食育の計画・実践・評価
- ◎授乳、離乳食を含めた食事・間食の提供と栄養管理
- ◎子どもの栄養状態、食生活の状況の観察及び保護者からの栄養・食生活に関する相談・助言
- ◎地域の子育て家庭からの栄養・食生活に関する相談・助言
- ◎病児・病後児保育、障害のある子ども、食物アレルギーの子どもの保育における食事の提供及び食生活に関する指導・相談
- ◎食事の提供及び食育の実践における職員への栄養学的助言 等

#### 【調理員】

- ◎食事の調理と提供
- ◎食育の実践 等

### (3) 家庭との連携

健康で安全な子どもの生活を確立するためには、保護者や家族の協力は不可欠であり、常に密接な連携を図ることが必要です。

#### ①家庭からの情報

子どもの家庭での生活実態、健康状態、既往症や予防接種歴、過去の傷害を伴う事故等の情報は、入所時だけでなく常に収集することが必要です。また、子どものかかりつけ医を確認し、必要に応じてかかりつけ医と連携を図るよう努めなければなりません。

#### ②保育所からの情報提供と説明

子どもの健康と安全、食生活や食育に関する活動については、保育所から家庭に情報提供することが必要です。特に、季節ごとの疾病・事故に関する情報、季節に応じた食事・献立、感染症の発生状況とその予防対策などについて、家庭に適宜伝えていくことが望まれます。また、保育所の子どもの健康と安全に関する基本的取組方針等については、入所時に説明することが必要です。さらに、保育現場における医療的ケアについては、入所時及び適宜、保護者との間で、嘱託医や地域の医療機関を交えた情報交換を行い、保護者に周知徹底を図ることが必要です。

### (4) 専門機関・地域との連携

#### ①保健医療における連携

保健医療に関連する機関としては、保健センター、保健所、病院や診療所等の歯科領域を含む医療機関等があります。これらの機関から、保育現場で必要となる子どもの健康や安全に関する情報や技術の提供を受けることができます。

また、保育所の嘱託医や歯科医と密接に連携し、保育現場で発生した疾病や傷害の発生時における具体的な対応や助言を得るとともに、日頃から情報交換を行うことが必要です。その際、子どもや家庭の個人的な情報に

関しては、守秘義務の徹底が求められます。

## ②母子保健サービスとの連携

乳幼児健診や訪問事業など、市町村が実施する各種保健サービスによって得られる子どもの健康状態、発育や発達状態に関する情報は、保育現場において有効です。保護者の了解を得て、母子健康手帳等も活用していきます。

市町村が実施する乳幼児期の健診は、乳児、1歳6か月児及び3歳児を対象として実施されています。その他、各地域によって独自に他の年月齢を対象としていることもあります。また、「生後4か月までの全戸訪問事業」（こんにちは赤ちゃん事業）が全国的に実施されています。これらの健診や保健指導と保育所における健康診断を関連させ、子どもの状態をより正確に把握することが求められます。

## ③食育の取り組みにおける連携

保育所における食育をより豊かに展開するためには、子どもの家庭・地域住民との連携・協力に加えて、地域の保健センター・保健所・医療機関、学校や社会教育機関、地域の商店や食事に関する産業、さらに地域の栄養・食生活に関する人材や職種の連携・協力を得ることも有効です。栄養士が配置されている場合には、その専門性を十分に発揮し、これらとの連絡調整の業務を積極的に行うことが期待されます。

## ④障害等のある子どもに関する連携

医療機関や療育機関との連携が望まれます。療育に携わる専門職による専門的な対応や知識・技術を学ぶとともに、保育所での日々の子どもの様子を伝えるなど、情報交換を通じ、子ども理解を深めていきます。

## ⑤虐待防止等に関する連携

保育現場において、不適切な養育や虐待等の疑いのある子どもや気になる子どもを発見した時は、速やかに市町村の関係部門（保健センター・児童福祉部門）へ連絡し、さらに必要に応じて児童相談所に連絡し、早期に子どもの保護や保護者への対応に当たることが必要です。また、地方自治

体が設置する要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)に保育所が積極的に参画し、協力することが求められています。

#### ⑥災害等の発生時における連携

保育所内外の事故発生、災害発生やその災害訓練時及び不審者の侵入等の事態に備え、日頃から保護者、近隣の住民、地域の医療機関・保健センターや保健所・警察・消防等との密接な協力や支援に関わる連携体制を整備することが必要です。

#### ⑦小学校との連携

入所中の健康状態、発育・発達状態、既往症や事故の状態等は、子どもの卒所後の保健活動等に役立つこともあるので、保護者の了解の下に、第4章に定める方向にしたがって対応できるようにしましょう。また、小学校で発生している感染症などについても情報提供してもらい、保育現場での蔓延を予防することも必要です。

## 第6章 保護者に対する支援

保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は、特に重要なものである。保育所は、第1章(総則)に示されているように、その特性を生かし、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、職員間の連携を図りながら、次の事項に留意して、積極的に取り組むことが求められる。

### 【保護者支援の原則】

児童福祉法第18条の4は、「この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術を持って、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。」と定めています。

保育士の重要な専門性の一つは保育であり、二つは児童の保護者に対する保育に関する指導(以下「保育指導」という。)です。以下に度々触れるように、保育士等の保護者に対する支援は、何よりもこの保育という業務と一体的に深く関連していることを常に考慮しておく必要があります。

### コラム：◎ 「保育指導」の意味

子どもの保育の専門性を有する保育士が、保育に関する専門的知識・技術を背景としながら、保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ、安定した親子関係や養育力の向上をめざして行う子どもの養育(保育)に関する相談、助言、行動見本の提示その他の援助業務の総体をいいます。

### 【地域子育て支援の原則】

児童福祉法第48条の3は、「保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関して情報の提供を行い、並びにその行う保育

に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。」と定めています。

相談・助言は、保護者支援に欠かせない専門的機能です。法律において、保育所における通常業務である保育に支障をきたさない範囲でこれを行うことを明記しています。すべての保育所がその限界を超えて支援を行う必要はありません。しかし、近年一層地域子育て支援の役割が重視されてきている状況を踏まえ、地域子育て支援の意義を認識し、積極的に取り組むことが必要とされます。特に児童福祉法第 21 条の 9 で定められている子育て支援事業のうち、第 1 項第 2 号の「保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業」のように、保育所の特性を生かした取組が求められています。

地域における様々な子育て支援活動と連携し、それぞれの地域の特徴、保育所の特性を踏まえ、それを生かして進めることが大切です。

またこの条文では、保育所の地域に対する情報提供の努力義務が明記されていますが、この業務も地域における子育て支援と深く関係しています。

#### **【入所児童の保護者との連携の原則】**

児童福祉施設最低基準第 36 条は、「保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。」と定めています。保育所における保育が、保護者との密接な連携のもとで行われることは、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視した保護者支援を進める上で不可欠なものです。

#### **【特別の支援を必要とする家庭及び児童の優先入所の原則】**

保育所は、市町村が「保育に欠ける」と判断し、入所を受託した乳幼児の保育を行うことを目的としています。これに関連し、児童虐待の防止等に関する法律第 13 条の 2 は、市町村が保育所に入所する児童を選考する場合には、「児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならない。」と定めています。また母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 28 条は、市町村が保育所に入所する児童を選考する場合には、「母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。」と定めています。さ

らに、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 7 条は、市町村は保育の実施に当たって、「発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通して図られるよう適切な配慮をするものとする。」と明記しています。

これらの法の趣旨を踏まえ、特別の支援を必要とする家庭や保護者の保育や子育て支援に留意することが重要です。

### 【保育所における二つの保護者支援】

保育所における保護者に対する支援には、大きく次の二つがあります。その一つは、入所している子どもの保護者に対する支援です。もう一つは、保育所を利用していない子育て家庭も含めた地域における子育て支援です。前者に関しては、保育所は本来業務としてその中心的な機能を果たします。また、後者に関しては本来業務に支障のない範囲において、その社会的役割を十分自覚し、他の関係機関、サービスと連携しながら、保育所の機能や特性を生かした支援を行います。

地域子育て支援活動は、現在、様々な専門職、ボランティア、当事者などが担っています。その中でも、日々子どもを保育し、子どもや保育に関する知識、技術、経験を豊かに持っている保育所が、保護者や子どもとの交流、保護者同士の交流、地域の様々な人々との交流を通じて、その特性を生かした活動や事業を進めています。

### 【子育て支援の機能と特性】

保育所は、以下のような子育て支援の機能、特性を持っています。つまり、①日々、子どもが通い、継続的に子どもの発達援助を行うことができること、②送迎時を中心として、日々保護者と接触があること、③保育所保育の専門職である保育士をはじめとして各種専門職が配置されていること、④災害時なども含め、子どもの生命・生活を守り、保護者の就労と自己実現を支える社会的使命を有していること、⑤公的施設として、様々な社会資源との連携や協力が可能であること、の 5 点です。保育所の子育て支援は、男女共同参画社会の進展や家庭の養育力の低下などの今日的状況を踏まえ、こうした保育所の特性や保育環境を生かして進めていくことが必要とされています。

## 1. 保育所における保護者に対する支援の基本

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること。
- (2) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有すること。
- (3) 保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在する環境など、保育所の特性を生かすこと。
- (4) 一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援すること。
- (5) 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること。
- (6) 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意すること。
- (7) 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。

### (1) 子どもの最善の利益

保育所における保護者に対する支援の基本の第1番目にあげられている「子どもの最善の利益」については、第1章（総則）に記されているように、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)に明記されています。

保護者に対する支援に当たっては、イギリスの児童法（1989年）第1条第3項の「子の福祉」の判断基準を参考にすることができるでしょう。

#### ◎コラム： 子どもの最善の利益を考慮する基準例

イギリスの児童法（1989年）第1条第3項の「子の福祉」の判断基準を参考にして考慮すべき内容を例にあげると、以下の通りです。

「子どもの年齢、性別、背景その他の特徴」、「子どもの確かめ得る意見と感情」、「子どもの身体的、心理的、教育的及び社会的ニーズ」、「保護者支援の



ために子どもに対してとられた決定の結果、子どもを支援することとなる者（保護者や保育士等の専門職など）が、子どものニーズを満たすことのできる可能性」「保護者に対してとられた支援の結果、子どもの状況の変化が子どもに及ぼす影響」

## （２）保護者との共感

保育士等が保護者と交流し、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感し合うことによって、保護者は子育てへの意欲や自信をふくらませることができます。保育所に入所している子どもの保護者とのコミュニケーションにおいても、地域の子育て家庭への支援の場においても、保護者自身が子育てに自信を持ち、子育てを楽しんでいるとすることができるような保育所や保育士の働きかけ、環境づくりが望まれます。

## （３）保育所の特性を生かした支援

保育所の施設・設備は、子育て支援活動にふさわしい条件を多く備えており、保護者への支援を効果的に進めることができます。専門性を有する職員が配置されているという保育所の特性を生かし、保育士が行う保育指導、看護師や保健師が行う保健指導、栄養士が行う栄養指導といった支援が一体となって行われることが望まれます。

また、保育所は、地域において最も身近な児童福祉施設であり、乳児から就学前までの様々な育ちを理解し支える保育を実践している場でもあります。子どもを深く理解する視点を伝えられたり、その実践を見たりすることも、保護者にとっては大きな支援になります。

入所児の家庭へは保護者懇談会や保育参加など、地域の子育て家庭へは行事への親子参加や保育体験などの機会を活用するとともに、これらの機会に父親の参加を促すことも重要です。さらに、これらの支援が保護者同士の交流や相互支援あるいは保護者の自主的活動を促すことにも配慮する必要があります。

#### (4) 保護者の養育力向上への寄与

これらの支援は、それぞれの保護者や子どもの状況を踏まえて、保護者と子どもとの安定した関係や保護者の養育力の向上に寄与するために行われるものであることを常に留意する必要があります。そのためには、子どもと保護者との関係、保護者同士の関係、地域と子どもや保護者との関係を把握し、それらの関係性を高めることが、保護者の子育てや子どもの成長を支える大きな力になることを念頭に置いて働きかけることが大切です。

#### (5) 相談・助言におけるソーシャルワークの機能

保育所においては、子育て等に関する相談や助言など、子育て支援のため、保育士や他の専門性を有する職員が相応にソーシャルワーク機能を果たすことも必要となります。その機能は、現状では主として保育士が担うこととなります。ただし、保育所や保育士はソーシャルワークを中心的に担う専門機関や専門職ではないことに留意し、ソーシャルワークの原理（態度）、知識、技術等への理解を深めた上で、援助を展開することが必要です。

##### ①対人援助職としての基本

ソーシャルワークの原理（態度）には、保護者の受容、自己決定の尊重、個人情報への取扱いがあります。保育所におけるソーシャルワークでは、一人一人の保護者を尊重しつつ、ありのままを理解し受け止める「受容」が基本的姿勢として求められます。受容とは、不適切と思われる行動等を無条件に肯定することではなく、そのような行動も保護者を理解する手がかりとする姿勢を保つことです。

援助の過程においては、保育士等は保護者自らが選択、決定していくことを支援していくことが大切です。このような援助関係は、安心して話をできる状態が保証されていること、つまり個人の情報が守られていることにより成り立ちます。ただし、後述するように、虐待の通告や要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）との連携や協力に関わる活動においては、秘密保持義務を超えて情報の提供や交換がなされなければならな

いことにも、留意する必要があります。

## ②相談・助言の実際

保育所における相談・助言は、臨床相談機関・施設や行政機関のそれとは異なり、日常保育の様々な機会をとらえて行われます。育児講座や子育てサークルなどの活動を通じて実施されることも多くなっています。相談の形態も、日常場面における相談、電話による相談、面接による相談など様々です。相談の基本原理を踏まえ、関係機関や専門職との連携を密にし、その専門性の範囲と限界を熟知した対応を心がけることが必要です。

## ◎コラム：ソーシャルワークとは

生活課題を抱える対象者と、対象者が必要とする社会資源との関係を調整しながら、対象者の課題解決や自立的な生活、自己実現、よりよく生きることの達成を支える一連の活動をいいます。対象者が必要とする社会資源がない場合は、必要な資源の開発や対象者のニーズを行政や他の専門機関に伝えるなどの活動も行います。さらに、同じような問題が起きないように、対象者が他の人々と共に主体的に活動することを側面的に支援することもあります。

保育所においては、保育士等がこれらの活動をすべて行うことは難しいといえますが、これらのソーシャルワークの知識や技術を一部活用することが大切です。

## (6) プライバシーの保護及び秘密保持

保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持は、相談・助言において欠かすことのできない専門的原則であり、倫理です。児童福祉法第18条の22は、「保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても、同様とする。」と厳しく定め、第61条の2で、違反した場合の罰則も定めています。保育士に限らず、これらの業務に関わるすべての人々が深くこの原則や倫理を遵守することが求められます。

ただし、子どもが虐待を受けている状況など、秘密を保持することが子どもの福祉を侵害し、子どもの最善の利益を図ることができないような場合は、正当な理由に該当しますので、しかるべき対応を図るために、関係機関等に通知し、協議することが認められます。

## (7) 地域の関係機関等との連携・協力

保護者の支援を適切に行うためには、保育所の役割や専門性を十分に生かすとともに、その役割や専門性の範囲を熟知していることが求められます。このため、関係機関の役割や機能をよく理解し、それらとの連携や協力を常に考慮して支援を行う必要があります。特に、児童相談所、福祉事務所、市町村相談窓口、市町村保育担当部局、市町村保健センター、児童委員・主任児童委員、療育センター、教育委員会等との連携を欠かすことができません。

保育所のみで保護者支援の役割を抱え込むことなく、あるいは保護者の意向に消極的態度を示すことなく、様々な保育や子育て支援の役割・機能を持っている社会資源や関係者と連携してそれらを活用することが必要です。そして、地域における保育に関する情報を常に把握し、必要な情報を保護者に適切に提供することが大切です。

## 2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

- (1) 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと。
- (2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。
- (3) 保育所において、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、通常の保育に加えて、保育時間の延長、休日、夜間の保育、病児・病後児に対する保育など多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配慮

するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めること。

- (4) 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。
- (5) 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて、個別の支援を行うよう努めること。
- (6) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

#### (1) 子どもの保育と密接に関連した保護者支援

保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、日常の保育と一体に行われるところに特徴があります。保護者に対する支援の内容、方法の例を示すと、以下の通りです。

##### ①日々のコミュニケーション

連絡ノート、送迎時の対話、園内の掲示などで、保育の内容や子どもの様子などを知らせることは、保護者への支援と深くつながっています。日々の活動や子どもの言動に関する小さな報告をする場合であっても、保護者の子育ての自信や意欲を高めることにつながる伝え方を工夫することが望まれます。特に、一人一人の子どもの発達を見守る専門職の視点から、子どもの気持ちや行動の理解の仕方、心身の成長の姿などを知らせることは、保護者を励まし子どもへの理解を助けるという意味で、重要な支援と考えられます。

##### ②保護者が参加する行事

保護者懇談会、個人面談、家庭訪問、保育参観、保育参加（体験）、その他の特別な活動や行事（親子遠足、運動会など）などにおいても、保育の意図、日常の保育や子どもの様子、課題などを保護者に伝えるとともに、保護者の気持ちや悩みを直接聴き取る機会としたり、保護者同士の交流の場とな

るように配慮したりするなど、保護者支援の視点からの内容や実施方法の工夫が求められます。

様々な行事は、保育所の保育の方針や保護者の状況に応じて、保護者の希望を取り入れたりすることも望まれますが、保育の一環として、子ども自身の満足感や主体性が尊重されるようにします。

### ③保護者の自主的活動の支援

保護者会、その他の保護者の自主的活動についても、保護者同士の交流を促し、子育てを支え合う視点からの支援が行われることが望まれます。

### ④相談・助言

保護者から明確に相談・助言を求められた時に限らず、送迎時の対話、連絡ノート、意見や要望、苦情の内容などから、必要があると判断される場合は、相談・助言のための面談の機会を積極的に設けることが望まれます。担任の保育士がすべて対応するのではなく、内容によっては、主任・施設長などが対応する必要があります。保護者の様々な疑問、気がかりなどに対して、相談を受ける保育士・施設長は、まず傾聴することを基本とし、保護者の心情をとらえながら、理解、共感に基づき説明、助言などを行い、その中で保護者自身が納得や解決に至ることができるように援助することが大切です。また、他の専門機関との連携を密にし、必要に応じて紹介・情報提供などを行います。

## (2) 保護者との相互理解

### ①伝達と説明

家庭との適切な連携を図り、保育を行っていくためには、日々の保育の意図を保護者に説明する努力が必要であり、保護者が保育の方針や意図について理解していることが望まれます。そのためには、保育方針や保育課程の内容、どのような意図で日々の保育や環境づくりが行われているかなどについて、入所前の見学時、入所時、日々の対話や連絡、行事などの機会をとらえ保護者が理解しやすい情報や形で伝えていくことが必要です。

養護と教育が一体となった保育を行っているという保育所の全体像について保護者に知らせることは、保護者が子育ての参考にし、また就学までの子どもの発達の見通しを持つためにも、有効なことです。保育指針の内容を紹介したり、その内容を活用した情報提供や助言を行うなどの工夫も望まれます。

子どもの生活は、家庭から保育所へ、保育所から家庭へと連続しており、家庭と保育所との相互理解は、子どもの安定的な保育に欠かせないものであるといえます。保育所は、家庭との連携を基本としていることを常に明瞭にし、入所時にもそのことを保護者に伝えておく必要があります。

## ②信頼関係の構築

保育所と保護者との信頼関係は、相互の意思疎通の積み重ねによって成り立っていきます。具体的には、子どもに関する情報の交換を細やかに行うこと、保育士と保護者の間で子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを伝え合うこと、保護者のおかれている状況やその思いを受け止め理解を示すこと、保護者が保育の意図を理解できるように説明する機会を提供すること、保護者に疑問や要望がある場合は、対話を通して誠実に対応することなどがが必要です。

### (3) 保護者の仕事と子育ての両立等への支援

保護者の就労等のニーズに応じた多様な保育サービスも、保育所の重要な役割です。保護者の仕事と子育ての両立等を支援するために、保護者の状況を配慮して行うとともに、常に子どもの福祉の尊重を念頭におき、子どもの生活への配慮がなされるよう、家庭と連携・協力していく必要があります。その主な内容、方法を述べると、以下のとおりです。

#### ①延長保育・夜間保育

子どもの発達の状況、健康状態、生活習慣、生活リズム及び情緒の安定を配慮して保育を行うよう留意する必要があります。夕方の食事あるいは補食についても、子どもの状況・家庭の生活時間によって適切な提供方法を配慮し、保育士間の様々な必要事項の申し送りや保護者への連絡事項についても、

適切に意思疎通が図られるよう配慮することが必要です。

## ②休日保育

子どもにとって通常保育とは異なる環境や集団構成になることにも配慮して、子どもが安定して豊かな時間を過ごせるように工夫することが必要です。

## ③病児・病後児保育

保育中に体調不良が発生した場合の必要な体制・環境については、第5章で示されている内容に基づいて適切に対応します。また、病児・病後児保育を行う場合は、特に受け入れ体制やルールについて、保護者に十分に説明し、子どもの負担が少なく、リスクが生じないように配慮し、保護者と連携して進めることが大切です。

### (4) 障害や発達上の課題が見られる子どもとその保護者に対する支援

障害や発達上の課題が見られる子どもとその保護者に対しては、更に十分な配慮のもとに保育並びに支援を行うことが必要です。これらの子どもの保育に当たっては、第4章－1－(3)－「ウ障害のある子どもの保育」に記されている事項を十分に配慮し、保護者、主治医や関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて療育機関等の専門機関からの助言を受けるなど、適切な対応を図る必要があります。また、保護者に対しては必要に応じて保育指導を行うとともに、他の子どもや保護者に対して、障害に対する正しい知識や認識ができるように支援する必要があります。

なお、発達障害者支援法に基づき、市町村が保育の実施に当たって発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通して図られるよう配慮して入所を決定した場合には、特に上述の事項を踏まえて支援を行うことが求められます。また、幼稚園、小学校との連携に当たっては、学校教育における個別支援計画の策定とも関連することに留意することが必要です。

### (5) 保護者に対する個別支援



育児不安等が見られる保護者に対して支援を行うためには、相談・助言等の専門性が不可欠となりますが、さらに保育指導、中でも個別支援の知識、技術等が求められます。特に以下の点が重要です。

### ①保育指導について

保護者への支援の基本となる保育士の専門的業務が、保育指導です。これは、児童福祉法に定められた保育士の重要な業務です。

保育指導業務はこれまでも保育所において実施されてきましたが、保育士の業務として法定化されたことにより、その知識・技術やそれを提供するための倫理的事項について、今後、より明確化、体系化することが必要と考えられます。

### ②個別支援の知識・技術

保育所における個別的な支援は、個々の保護者の思いや意向、要望、悩みや不安などに対して、保育士が培ってきた知識や技術、保育所保育の専門性を中心としながら行う援助活動です。ただし、その内容によっては、保育の知識や技術に加えて、ソーシャルワークやカウンセリング等の知識や技術を援用する必要があります。

さらに子どもの健全育成の観点から、多胎児や低体重出生児、外国籍の子ども、慢性疾患のある子どもの保護者への支援が求められます。また、精神疾患等を抱える保護者、育児不安を持つ保護者等への個別的な対応も必要に応じて行います。

### ③保育所における個別支援

保育所における個別的な援助に当たっては、保育の専門性という視点から情報収集と分析、援助方法や手段の選択等を行います。収集する情報の例としては、保護者の意向や思い、家族の状況、関わりのある社会資源等に加えて、子どもの発達や行動の特徴、生活リズムや生活習慣、そして保育所における子どもの行動特徴、送迎時や連絡帳の記述等に見られる親子関係等を挙げることができます。保護者への支援業務に責任を持って適切に対応するためには、必要に応じて子どもと保護者を含む援助計画や記録を作成し、援助

に生かすことが求められます。

#### ④個別支援の実際

保育所において個別的な支援を行う場合は、必要に応じて他の機関と連携するとともに、作成された援助計画や記録を活用するなど、組織として子どもや家族を援助する体制づくりが重要となります。また、主たる援助者となる保育士を、施設長、主任、他の保育士等が役割分担を行いながら支えます。

### (6) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合の支援

保護者に不適切な養育等や虐待が疑われる場合の保護者支援には、時に保育所と保護者との間で意向や気持ちにずれが生じたり、対立が生じかねないことがあります。何よりも重要なことは、常日頃、保護者との接触を十分に行い、保護者と子どもとの関係に心を配り、ソーシャルワークの機能を念頭に置いて、関係機関との連携のもとに、子どもの最善の利益を重視して支援を行うことです。そのことが保護者の養育に変化をもたらし、あるいは虐待の予防や養育の改善に寄与する可能性を広げます。

しかし、保育所や保育士等による対応では不十分であったり、限界があると判断される場合には、関係機関との連携がより強く求められます。特に児童虐待の防止等に関する法律が規定する虐待に関する通告義務は、保育所や保育士等にも課せられています。このような場合は、特に児童相談所等の関係機関との連携、協力が求められます。これらに関する対応については、第5章の1「子どもの健康支援」の内容を踏まえ、必要なマニュアルなどを作成し活用するとともに、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）との関係を深め、参画することが求められます。

コラム：

#### ◎ 「不適切な養育」とは

保護者の養育に、子どもへの不適切な関わり方が見られ、それによって子どもが苦痛を感じたり、子どもの心身に危険が生じることが予測されたり、

現に心身に問題が生じているような状態をいいます。虐待よりも広い概念で用いられますが、具体的には、子どもへの暴言、不当な扱い、放任などをあげることができます。

◎「要保護児童対策地域協議会」（子どもを守る地域ネットワーク）とは

児童福祉法の改正により平成17年4月より法定化された協議会であり、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や保護を図るため、地域の関係機関や民間団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで援助していくためのネットワークをいいます。ネットワークの中心となる調整機関も定められ、また、参加機関・施設等には罰則付きの守秘義務も課せられることとなっています。保育所も、この協議会の一員となることによって要保護事例の検討会議に出席し、関係機関との役割分担の中で子どもや子育て家庭の支援をしていくことが期待されます。

3. 地域における子育て支援

- (1) 保育所は、児童福祉法第48条の3の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。

ア 地域の子育ての拠点としての機能

(ア) 子育て家庭への保育所機能の開放(施設及び設備の開放、体験保育等)

(イ) 子育て等に関する相談や援助の実施

(ウ) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進

(エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供

イ 一時保育

- (2) 市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び

協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。

- (3) 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること。

## (1) 地域における子育て支援の内容

### ①地域における子育て支援の役割

保育所には、保育の専門的機能を地域の子育て支援において積極的に展開することが求められています。保育所の地域子育て支援は、児童福祉法第48条の3に基づき、保育所が所在する地域の特徴や、保育所自体の特徴を踏まえて支援を行うことが重要です。

地域子育て支援においても、ソーシャルワークの原理を踏まえることは非常に大切です。保護者の受容、自己決定の尊重、個人情報の保護等については、本章の「1. 保育所における保護者支援の基本」の内容が参考となります。

### ②地域子育て支援の二つの機能

地域における子育て支援には、大きく二つの機能があると考えられます。その第一は、地域の子育ての拠点としての機能であり、これには、①子育て家庭への保育所機能の開放(施設及び設備の開放、体験保育等)、②子育て等に関する相談や援助の実施、③子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進、④地域の子育て支援に関する情報の提供があります。いろいろな行事を通じた各種の地域活動もこれに入ります。第二には、一時保育があります。

保育所がどのようにそれらの機能を果たしていくのかは、地域の実情や保育所の体制によって異なります。地域に住む子どもと保護者の状態、地域の関係機関、専門機関の状況などを把握し、地域の状況に応じた子育て支援機能を発揮することが保育所には、求められています。

### ③子育て支援の活動場面

子育て支援は、様々な場면을捉えて行われます。食事や排泄などの基本的な生活習慣の自立に関することや、遊びや玩具、遊具の使い方、子どもとの適切な関わり方などについて、一人一人の子どもや保護者の状況に応じて、具体的に助言したり行動見本を提示することも有効です。

また、具体的なプログラムとしては、親子遊び、離乳食づくりや食育に関する様々な育児講座や体験活動、給食の試食会等があります。特に食育に関わる支援活動は、第5章3「食育の推進」に示されている趣旨と関連させて行うことにより、地域子育て支援にも役立つことが期待されます。

地域における子育て支援においても、保育士、栄養士、調理員、看護師などの職員が配置されているという保育所の特性を生かして、これらの専門職員がその専門性を基盤として子育て支援に関わるのが重要です。

#### ④安心して利用できる環境づくり

地域子育て支援を有効に進める上で欠かせないことは、保育所が地域の子育て家庭にとって安心して利用できる環境が整っていることです。

まず何よりも職員が子育て支援の役割の重要性を認識し、保護者が安心して気持ちよく利用できるような雰囲気づくりを心がけます。保護者の様々な思いに対応できるように親しみを持って応じる雰囲気など、保護者に対して細やかな心配りをすることが求められます。子どもが喜ぶ遊びや遊具を提供したり、子どもにも優しく声をかけたり遊びに導いたりすることも大切です。

地域に開かれた保育所は、子育て家庭にとって心強い存在となるでしょう。気軽に訪れ、相談したりすることができる保育所が身近にあることは、子育てする上での安心感につながります。育児不安を和らげ、虐待を防止する役割が保育所にあることを自覚して、地域の子育て家庭を受け入れていくことが必要です。

#### ⑤一時保育

一時保育の実施に当たっては、地域の一時保育のニーズを把握し、市町村と緊密な連携を取りつつ行うことが求められます。

一時保育における子どもの集団構成は、通常保育の集団構成と異なることに配慮して、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮して保育するとともに、必要に応じて通常保育とも関連させるなどして、柔軟な保育を行うことが求められます。

また、保育中のけがや事故に十分配慮するとともに、事故責任への対応を明確にしておくことが必要です。

## (2) 地域子育て支援における地域との連携

### ① 地域関係機関等との連携及び人材等の積極的活用

地域子育て支援は、保育所単独で行うもののほか、市町村、保育や子育て支援に関わる関係機関や関係者と連携して行うもの、それらの関係機関等が単独で実施するものもあります。

「生後4か月までの全戸訪問事業」（こんにちは赤ちゃん事業）など、母子保健における妊産婦への支援は乳児保育との関連も深く、こうした地域全体の子育て支援の状況を視野に入れ、連携を図ることも大切です。

児童福祉法第21条の9で定められている市町村が行う子育て支援事業（①居宅において保護者の養育を支援する事業 ②保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業 ③養育に関する問題について保護者からの相談に応じ、情報の提供や助言を行う事業）の実施状況や実施計画を把握し、保育所が中心となって取り組むことが適当である事業や活動と、他の組織で取り組むことが適当である事業や活動について整理した上で実施することが大切です。

市町村の他、特に連携や協力を必要とする地域の関係機関や関係者としては、児童相談所、福祉事務所、保健センター、療育センター、小学校、中学校、高等学校、児童委員、つどいの広場、児童館、家庭的保育（保育ママ）、ベビーシッター事業、ファミリーサポートセンター事業、関連NPO法人などを挙げることができます。地域の実情を踏まえて、また関係機関、専門機関、関係者の状況などを把握して、地域性に応じた子育て支援を果たすことが望まれます。

## ② 地域の子育て力向上への寄与

子育て支援は、地域の子どもの健全育成のためにも有効です。中学・高校生を対象とした「児童ふれあい交流事業」や保育体験など、次世代育成支援の観点から、将来に向けて地域の子育て力の向上につながるような支援を展開していくことが求められています。

保育所においても、乳幼児、小学生・中学生、高校生、青年、そして高齢者を含む多様な年齢層を視野に入れ、世代間の交流を図りながら、子育ての知識、技術を伝え合うなど、人と人とのゆるやかなつながりを大切にしていきます。そして、地域の人が持っている様々な力を引き出し、発揮されるよう後押ししていくことや、地域に存在する様々な人を結びつけていくといったことなどが保育所に期待されているといえます。子育て支援に関わる活動を展開していく中で、人と人との関わりを通して、地域社会の活性化に寄与していくことが求められます。

## ◎コラム：

### ◎児童ふれあい交流事業

少子化対策の一環として策定された「子ども・子育て応援プラン」には「命の大切さ」、「子ども・家庭の理解」を推進するために中学・高校生と赤ちゃんとのふれあい交流を実施することがあげられ、各地においては様々な交流が行われています。保育士が学校に出向き、事前・事後学習を含めて取り組み、児童が赤ちゃんや子育てへの関心を高めたり、保護者の方との関わりを深めたりといった実践もなされています。また、保育所においても、ふれあい交流を通して、保育所が地域の様々な人の輪を広げる一助となっています。

### ◎生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

各市町村において、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、児童委員等が訪問し、相談や援助に応じたり情報提供したりする事業が行われ

ています。この事業では、乳児のいる家庭と地域とをつなぎ、子育て家庭の孤立化等を防ぐことが期待されるとともに、子育て家庭への継続的な支援や関係者同士の連携が求められています。地域の子育て支援や母子保健に関わる人たちと保育所が連携を図り、赤ちゃんや子育てに優しい環境づくりに寄与していきたいものです。

### (3) 地域における関係づくり及び問題発生予防と早期対応

地域子育て支援は、地域の子どもの健全育成や子育て家庭の養育力の向上、そして、親子をはじめ、様々な人との関係づくりに寄与することが期待されます。保護者や地域の人々と子育ての喜びを分かち合い、子育てや保育に関する知恵や知識を交換し、子育ての文化や子どもを大切にする価値観等を共に紡ぎ出していくことも保育所の大切な役割であり、それは、第1章（総則）の4で示された保育所の社会的責任とも関連します。

また一方、地域の子どもや子育て家庭をめぐる諸問題の発生を早期に予防し、その解決に寄与することも大事な役割となります。特に保護を必要とする子どもたちへの対応に関しては、今後ますます保育所の重要な役割となるでしょう。第5章の1並びに本章の2及び3の解説において記述した虐待の防止や対応を積極的に進めたり、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）との連携に努めることが期待されます。



## 第7章 職員の資質向上

第1章（総則）から前章（保護者に対する支援）までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。

### 【職員の資質向上が求められる背景としての制度の変化】

児童福祉施設最低基準第7条の2第1項において「児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない」とされており、施設長を含めた職員の質の向上について規定されています。

保育所の質の向上に関しては、保育所が置かれている背景として保育制度がどのように変わってきたのかを理解しておくことが大切です。平成9年の児童福祉法改正（平成10年4月施行）により、保育所は措置制度から利用者が保育所を選択できる契約方式に変わりました。また、保育ニーズの多様化に対応するため、様々な特別保育が実施されるとともに、家庭や地域の養育機能の低下により、子どもの保育だけでなく、入所している子どもの保護者への支援及び地域における子育て支援を行うことが、児童福祉法において努力義務とされました。さらに、平成15年からは保育士が法定資格となるとともに、子どもの保育だけでなく、保護者への保育に関する指導が保育士の業務とされています。このように保育所の役割や機能が多様化し拡大していく中で、それに対応すべく各保育所が保育の質の向上を更に目指す必要性がでてきたのです。

### 1 職員の資質向上に関する基本的事項

#### （1）保育所職員に求められる専門性と人間性

**職員の資質向上に関しては、次の事項に留意して取り組むよう努めなければならない。**

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となること。**

保育の質の向上を図るには、職員一人一人の資質向上がまず基本となります。

保育所保育においては、職員が子どもを大切に思い、日頃から子どもと心が通い合うようにすることが大切です。保育士等が子どもの気持ちを受け止めて柔軟に保育を行い、子どもの保護者や地域への子育て支援を行っていくためには、様々な知識と技術及び適切な判断が求められます。

保育士の専門性については第1章（総則）で規定されましたが、子どもの保育と保護者の援助を行っていくためには、すべての保育所職員に対してそれぞれにふさわしい専門性が必要です。

同時に子どもの最善の利益を考慮して保育するためには、職員の間観、子ども観などの総合的なものとして現れる人間性や、保育所職員として自らの職務を適切に遂行していく責任に対する自覚が必要です。その上で、子どもの人権を尊重することへの格段の配慮が求められます。

また、保育所の職員は、その言動が子どもあるいは保護者に大きな影響を与える存在であることから、特に高い倫理性を求められます。一人一人の職員が備えるべき知識・技術や判断及び人間性は、時間や場所、対象を限定して発揮されるものではなく、日頃の保育における言動のすべてを通して表出するものです。これらが高い倫理観に裏付けられたものであってはじめて、子どもや保護者に対する援助は十分な意味や効果を持ちます。プライバシーの保護や子どもの立場に立ってそのニーズを代弁することなど、職員が持つべき倫理性の具体的な内容については、職種により関係団体において倫理綱領などが定められています。

こうしたことを一人一人が十分に理解し常に認識しながら、日頃から職場内

研修や職場外研修、自己研鑽により保育の専門性を高めることが重要です。

このような保育所職員として求められる専門性や人間性は、自らの考え方や生き方と深く関係しており、主体的に向上させようとする意思がなければ高まりません。

なお、保育士については、全国保育士会において、保育の更なる質の向上を目指し、保育士資格の法定化を機に「全国保育士会倫理綱領」が定められています。

.....

#### ◎コラム： 全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情の中で心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人一人の子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

(子どもの最善の利益の尊重)

1. 私たちは、一人一人の子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

(子どもの発達保障)

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人一人の子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

(保護者との協力)

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

(プライバシーの保護)

4. 私たちは、一人一人のプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

(チームワークと自己評価)

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。

また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

(利用者の代弁)

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。

また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

(地域の子育て支援)

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

(専門職としての責務)

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

.....

## (2) 職員の共通理解と協働性

**(2) 保育所全体の保育の質の向上を図るため、職員一人一人が、保育実践や研修などを通じて保育の専門性などを高めるとともに、保育実践や保育の内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていくこと。**

### ① 保育所職員としての成長

これまで、保育所における研修では、特に一人一人の職員の専門性の向上を図ることに重点が置かれてきました。しかし、保育所の機能や役割が

増す中で、組織の一員としての成長もこれまで以上に求められています。保育所がその責務を十分に果たすために、職員がお互いに協働し、職員全体の一員としての役割をしっかりと担っていくことが期待されているのです。

この組織の一員としての成長は、従来は保育所内でのカンファレンスや職員会議を通して促されていく側面が比較的大きいものでしたが、今後は個々人の専門的な知識・技術を習得していく段階と同様、より意識的・計画的に取り組まれる必要があります。保育所職員としての役割、意識、倫理等に関して、研修の機会を設けることが求められます。

## ② 組織性を高めるための条件

保育所の専門性は、組織の理念や方針等の共通理解、個人の主体性や意欲、職員間の信頼関係と協働性、評価や研修等の計画的実施などの要素によって向上します。

保育所がそれぞれに掲げている理念や方針について、職員全員が共通認識を持つことが最も大切です。保育の質を高めていくためには、なぜ、そうした理念や方針が必要なのかを、職員一人一人がしっかりと理解する必要があります。理念や方針について理解が深まれば、個人の主体性や意欲が向上し、その実現のために何をすればいいのか、どのような保育や業務が必要なのかを自ら考え判断するようになります。職員の間目指す目標が共有されることで、その目標に向かって協力することの重要性も深く認識するようになり、職員の協働性が高まっていくのです。

ただし、理念や方針は、会議や文書などによる一通りの説明だけで、職員間に浸透するものではありません。施設長や主任保育士をはじめとするリーダー的立場の職員が常に組織としての役割や使命、目標や将来展望を、職員だけではなく保護者や社会に対して表明する必要があります。また施設案内や保育所のしおり等に掲載するなど、いつでも職員や保護者が確かめることができるようにすることも大切です。職員が常に理念や方針に触れたり、話し合ったりする機会を積み重ねることで定着していくものです。

### ③ 保育の内容や職務内容の共通理解

また、保育の内容について職員の共通理解も不可欠です。職員間での密な連携による保育を実践するためには、どのような保育を行うのか、その内容全体を各自がよく理解しておく必要があります。特に、毎年作成する事業計画をはじめ、保育の内容の根幹となる保育課程や具体的な計画である指導計画のほか、実践や評価に関する記録など、保育の質の向上に関するものについては、共通理解を持つ機会を計画的に設けるようにします。

さらに職務内容についての共通理解も大切です。子どもの保育及び保護者支援は、保育所の方針のもとに組織される職務分担やクラス担任配置等によって計画的、組織的に実施されます。その際、職員同士がそれぞれの職務内容についてよく理解し合うことで、どのような場合にどのような連携が必要なのか判断できるようになり、それによって、それぞれの専門性を発揮した職員の協力体制が可能となります。

このように、職員が共通理解を深め、相互の信頼関係が強まることで、自らの実践への自己評価や研修、自己研鑽への意欲が高まっていきます。子どもの最善の利益の実現のために、組織として高いモチベーションを共有した職員の集まりが、保育所全体の保育の質を高めていくこととなります。

### (3) 喜びや意欲を持って取り組むために

**(3) 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って保育に当たること。**

#### ①信頼関係の中で育まれる職員の喜びや意欲

保育の質を高めるためには、職員の主体性や意欲が育つ環境をつくる必要があります。職員の意欲や主体性は、職員間や子ども・保護者との間に

信頼関係が形成され、それがよりよいものとなっていく中で育まれます。自らの保育や職員同士での協働によって、子どもが安心感や達成感を味わいながら保育所での生活を過ごし、成長していく姿を目にすること、またそれを通じて得られる喜びや充実感を保護者と共有することによって、それぞれの間の信頼関係が築かれていきます。そしてその信頼関係の中で培われる職員の意欲や主体性が、相互の学び合いや育ち合いを支え、実践への原動力となり、それがまた保育の質を高めていくという好循環をつくっていくのです。

保育所における様々な関係の中で、特に職員同士、職員と保護者、保護者同士との間の信頼関係の形成は重要であり、その信頼関係を基盤に、保育が安定して営まれます。職員は保護者の子どもへの愛情と健やかな育ちへの願いを丁寧に汲み取りながら、一人一人の子どもの保育に当たることが必要です。子どもの最善の利益のために、創意と工夫を惜しまない職員の意欲や情熱は、保育所と保護者との信頼関係を深め、職員と保護者が共に、子どもの育ちを喜び合うことに繋がります。こうした信頼関係が職員の意欲や主体性を育む条件の一つといえるでしょう。

## ②保護者との信頼関係

職員と保護者がお互いに信頼し、協力し合う関係になるためには、職員は保護者の意向を的確に把握する必要があります。この保護者の意向を把握することは、保護者の要求をすべて受け入れることではなく、保護者の我が子に対する思いや保育所に対する期待を把握し、尊重した上で、子どもの最善の利益を第一義にした「共に育て合う保育」を行うことです。

保育所が保護者との協力体制を築くためには、日頃から保育理念や保育方針、保育内容・方法等を様々な機会を通して情報提供するとともに、保育参観のほか保育参加、個別面談などを実施することも有効です。

なお、保育所における相談・助言に関する知識・技術の取得については、児童福祉法第48条の3において、保育士の努力義務として規定されています。第6章に述べられている内容を踏まえ、保護者とのより良い関係を構

築していくために、研修や自己研鑽による職員の専門性の向上が求められます。

### ③自己研鑽とそれを育てる仕組みとしての研修体制

自己研鑽とは、職場内での共通の目標の実現や達成のために、いま自分にみいだせないものや足りないものを主体的に探したり、あるいは課題を解決するために必要なことを努力したりすることです。

職員が保育に意欲や喜びを持って取り組むためには、職員や保護者の信頼関係の中で子どもの育ちへの願いや喜びを共有することができる環境が望ましく、その実現のために、組織としての目標を明確に定め、職員一人一人の意欲や努力を支え、促進させる仕組みが必要となります。ここに施設長の責務として研修体制構築の必要性が出てきます。

## 2 施設長の責務

**施設長は、保育の質及び職員の資質の向上のため、次の事項に留意するとともに、必要な環境の確保に努めなければならない。**

- (1) 施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること。
- (2) 第4章（保育の計画及び評価）の2の（1）（保育士等の自己評価）及び（2）（保育所の自己評価）等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を作ること。
- (3) 職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めること。

児童福祉施設として社会的な役割を担う保育所は公共性の高い施設であり、地域社会において重要な役割を担っています。また保育士は子どもを育て、保護者を支援するという高い専門性を求められる職種でもあります。こうしたことから、職員は研修を行い自己研鑽に努めることが求められます。



保育所は専門性を有する職員によってその業務が遂行されることから、職員の資質向上のための環境の確保も施設長の役割の一つです。保育の現場では、保育士等が持つ基礎的理論や技術を、実践を通して高め、保育所組織の中で発揮される専門性を更に向上させていくことが求められます。施設長は自らの施設の研修の体制とその結果を自己評価し、改善、向上させていくことが望まれます。

また、保育士、栄養士、看護師などを目指す学生の実習を積極的に受け入れ、養成施設との連携を図りながら、実習指導や評価を行うことも求められます。

### **(1) 施設長の責務とその専門性の向上**

施設長は、第1章から第6章までに示された内容を踏まえて保育所を運営するために、保育の実施と運営上の根拠となる法令はもちろん、基本的な関連法令（福祉分野に限らず雇用・労働、防災、環境への配慮に関するもの等）や、保育に関わる倫理等を正しく理解しておくことが必要です。

とりわけ、第1章（総則）で示された保育所の役割と社会的責任を適切に果たすために、施設長は自己評価や第三者評価の実施、保護者の苦情解決などを通して、保育の質の向上を図るとともに、地域住民に対して保育所に関する情報を提供することが求められます。

施設長が果たす役割は大きく、常に保育所運営等の課題を自覚し、人間性を高めるなど、日頃から研鑽に努める必要があります。施設長は、保育指針に示される原理原則を踏まえ、保育の理念や目標に基づき、子どもの最善の利益を根幹とする保育の質の向上を図り、その社会的使命と責任を果たすよう、組織の長としてのリーダーシップを発揮することが肝要です。

### **(2) 職員の自己評価と保育所の自己評価との連動による保育の改善**

保育の自己評価と同じように、研修にも自己評価サイクルがあります。研修計画を立てて実行し、その成果を自己評価し、また次の研修計画の改善に生かすというサイクルです。

研修が保育に役立つものとなるように、研修の成果を保育所の自己評価サイクルと連動させます。つまり第4章の保育士等の自己評価や保育所の自己評価の結果から、今後の課題として明らかになったものについて、改善策が適切と考えられるものを研修として盛り込むようにします。

この研修計画の作成に当たっては、一人一人の職員の持つ資質や専門性を分析するとともに、経験年数や本人の意向等も考慮し生涯教育として計画的に実施することが大切です。保育士等の自己評価やライフステージに合わせた研修計画が期待されます。職員の専門性は、一気に高まるものではありません。長期的な展望の下に、自らの学ぶ意欲が高まるような研修計画を、職員と共に作り上げるようにします。

なお、保育所の勤務体制は十分な研修を行うだけの時間を確保することが難しく、保育に支障が出ない範囲での研修が期待されており、実効性のある計画が大切です。また、学んだ知識、技術や判断力が、実践にうまく生かされるように、研修体制を保育所運営の全体の中にバランスよく位置付けることが重要だといえます。

### (3) 研修体制の確立と自己研鑽への援助・助言

#### ①研修体制の確立と着実な実施

保育所が保育の質の向上を図っていくためには、組織の中で保育の質について定期的、継続的に検討を行い、課題を把握し、改善のために具体的に取り組めるような体制を構築することが必要です。施設長のリーダーシップのもと、研修に関する保育所としての基本的姿勢を明確にして、職務分担などに研修担当を位置付け、体系的・計画的に取り組むようにします。また研修の基本的姿勢や在り方は、具体的な保育実践を積み重ねていく中で、深まり成熟していくものです。

そうした基本的姿勢を確立させながら、個人別の研修計画や施設全体の計画を作ることを目指し、研修の成果と課題に基づき、次の研修計画に反映させるようにすることが大切です。

また、組織の規模によっては、専門性の高い職員から経験の浅い職員まで、多くの職員がいることを生かし、職員間で学び合いを深めていくことができるような体制をつくることも一つの方法です。

## ②職員の意欲を高めるために

職員の自己研鑽については、職員一人一人の質の向上を図ることが保育所としての質の向上にもつながるため、施設長は、職員の意向も考慮しながら、職員の自己啓発の動機付けや助言（情報提供等）及び援助（時間等）に努めることが求められます。

職員が自らを高めようとする意欲は、子どもの成長の実感、保育の充実感や満足感、職員間の信頼関係の深まり、保育を学ぶ楽しさの体験、保護者からの感謝など、様々な経験を重ねる中で培われていきます。研修の機会はもちろん、毎日の業務の中で、適切な助言が得られ、課題解決の方法を学ぶことができるような仕組みは、職員の自己啓発の意欲向上につながります。職員個人の課題であっても、組織としての課題と重なるものも多いため、同僚と一緒に研究や検討を行うことも必要です。さらに、施設としての研修内容にふさわしいものを取り上げて、研修体系に取り込んで位置付けていきます。

## ③施設長や主任保育士など指導的立場の職員の姿勢

職員が自ら学びたいと思う気持ちは極めて貴重なものです。施設長や主任保育士をはじめリーダー的な立場の職員は、その意欲を大切にしながら、指導や助言をします。

また一人一人の職員が直面している問題、あるいは挑戦しようと臨んでいる課題などを把握し、その上で、問題や課題の内容と職員の力量の両方を踏まえ、適切な研修内容や手段を提供し、助言を行います。

日常業務の中で、経験の浅い職員は、中堅職員やベテラン職員の仕事を通じて学んでいることが多いものです。そのため、リーダー的な立場の職員は何が望ましいモデルかについて自覚しておくことが大切です。経験年数の長短や、未熟さを指摘するような形ではなく、その立場と長所を尊重し

理解しながら、どうすれば問題を解決できるか、どのような方法があるか、同僚として助言することが望ましいでしょう。また研修や会議といった公的な場以外でも、職員の悩みに耳を傾けたり、雑談や普段の付き合いの中で助言したりする機会を大切にしたいものです。

### 3 職員の研修等

#### (1) 専門性を高める研修

**(1) 職員は、子どもの保育及び保護者に対する保育に関する指導が適切に行われるように、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。**

##### ①望ましい研修像

保育所の職員の研修においては、1)職員の意欲が向上し主体性が尊重されること、2)一人一人の学びの深まりにつながっていること、3)職員間の連携が密であること、4)日々の実践に生きるものであること、などが求められます。

##### ②研修内容と研修方法

保育所では、職員の修得すべきねらいや目的に応じて、研修内容、形態や方法、時間などを適切に組み合わせて研修を行います。

職員配置など、保育条件が厳しい状況の中で、施設内での研修を中心に、派遣研修や自己啓発の支援がそれぞれの努力と工夫によって展開されています。

研修の形態としては、職場内研修(OJT)、職場外研修(Off-JT)、自己啓発支援(SDS)があります。また研修方法は多種多様で、講義、演習、質疑応答、グループ討議、ワークショップ、研究発表、事例検討、

読書会、共同研究などがあります。

### ③職場内研修の実際

保育の質の向上を図る上で研修が重要であることは、既に述べてきました。中でも、同僚と話し合い、自らの保育を振り返りながら次の課題をみいだすために、職場内での研修を行うことが大切です。ここでは、既に保育所内で実際に行われている研修の手法やその具体例をいくつか示します。

#### 【小グループでの学び合い】

長時間に及ぶ保育を実施しているために、多くの保育所ではローテーションでの勤務体制がとられている中で、より実効性のある研修を行うためには、課題に応じて数名のグループで学び合うというのも一つの方法です。その際、メンバーも保育経験年数、担当する子どもの年齢、職種など、課題に即して組み合わせます。また、小グループで検討した内容を職員全体で共有できるように、記録などを活用して伝達していくことが求められます。

#### 【既存の記録・資料を活用しての研修】

短時間で効率的に職場内研修を行うためには、具体的な資料をもとに検討することが大切です。資料を用いることで、事前に自分の疑問や考えをまとめることができたり、研修に参加しなかった職員も内容を共有することが可能になります。その際、資料は、日常的に記録している保育日誌、連絡帳、児童票などを資料として活用することも有効です。こうした記録の研修への活用は、発達連続性を捉えやすくする上でも重要です。ITを効果的に活用して効率化を図ることも必要でしょう。

#### 【保育の公開や他の保育所・施設での保育参加】

保育の取組を他の保育士等や関係者に公開することにより、自らの保育を多様な側面から客観的に検討することができます。また、他の保育所や施設を訪問し、直にその保育に触れることは、自らの保育の良さや課題を改めて見つめ直すきっかけとなります。互いに保育の役割を担い合うために保育士の人数が研修によって不足する事態を避けることができるだけで

なく、それぞれが工夫していることを伝え合うという利点もあります。

### 【職員相互の学び合い】

職場外研修を受けてきた職員が、その研修で学んだ知識や技術などを職場内の他の職員に伝達することや、職員一人一人の得意な領域を生かして職場内研修などの講師を務める方法もあります。研修を受けるだけでなく自ら提供する中で工夫が図られます。このように職員が能動的に研修に関わることにより、それぞれの知識や専門性を高めていきます。

### 【外部の専門職からの学び】

職場内のメンバーに、時には外部の研究者や地域の関連する機関の職員などを加えて研修を行うことも有効です。そのことにより、職場内では気が付きにくい新たな観点からの保育の検討や見直しが可能となります。また、保育に関連する最新の情報や他の分野の動向などを知ることが出来ます。講師の研修の進め方や手法などから学ぶこともあるでしょう。

### 【複数の施設が協力して実施する研修】

課題を設定して複数の保育所がそれぞれ情報を提供し合うことによって、その課題についてより深く広く学ぶことができます。外部からの講師を招いての研修など、単独の保育所では実現することが難しい研修を企画することも、複数の保育所が協力することによって可能になることが期待されます。

## (2) 学び合いの環境づくりと保育所の活性化

**(2) 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や地域の関係機関など、様々な人や場との関わりの中で共に学び合う環境を醸成していくことにより、保育所の活性化を図っていくことが求められる。**

### ①子どもの福祉の増進のための学び

保育所は子どもや保護者に限らず、地域の人や組織と多様な関係を持つ

ています。職員は子どもとの生活や保護者との対話をはじめ、地域の主任児童委員や民生委員との情報交換、専門機関との事例検討、子どもの就学先や地域の学校との連携、地域の子育て支援活動、養成校の実習生受け入れ、学生や社会人のボランティア体験、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）等の地域ネットワーク作りなど、様々な活動を通じて、互いに学び合いを重ねています。

それぞれの立場や役割は異なっても、こうした関わりや活動の一つ一つは子どもの最善の利益への思いによって結ばれており、それらが連動して地域で生まれ育つ子どもの福祉増進に貢献しているといえます。

## ②「育ち」「育てる」ことのために

保育所は子どもの生活の場所であり、職員にとっては仕事の場所であり、また保護者にとっては大切な我が子を託す場所です。しかし、見方を変えると、子どもは遊びを通して学び、保護者は子育てを通して学び、職員は仕事を通して学んでいます。そして保育所職員は、その専門性や人間性を発揮して、子どもとの生活を、その生活を通して、より望ましい生活へ高めていくために、常に学び続ける存在です。職員は常に子ども一人一人にとって何が最善なのかを第一に考えて、主体的に福祉の増進と発達の保障を図らなければなりません。

現代は多様な価値観が混在し、保護者との関係にも様々な課題があります。様々な人との共生を求め、子どもの最善の利益に配慮した保育と子育て支援の実現が保育所には求められます。職員が保育所で働くということは、保育を通じて、その価値を共有する社会を実現しようとする文化的な営みに参加しているといえるでしょう。

このように保育所は、地域で生活を共にする人々の学び合いの場であり、子どもの最善の利益を第一に考える生活の価値を創造する場でもあります。職員一人一人が主体的に学び合う者として存在することにより、保育所は活性化し、質の高い保育が実現していきます。こうした環境を創り出すための条件整備が求められます。

保育所は人が「育ち」「育てる」という人類普遍の価値を共有し、継承し、広げることを通じて社会に貢献していく重要な場なのです。